

全ク協発第 11号
令和5年11月13日

国土交通大臣
齊藤 鉄夫 殿

一般社団法人 全国クレーン建設業協会
会長 柴崎 祐一



建設揚重業(移動式クレーン建設業)における働き方改革
に関する規制緩和等について(要望)

一般社団法人 全国クレーン建設業協会は、移動式クレーンによる専門工事業(以下「建設揚重業」という。)の健全、かつ、総合的な発達を図り、もって、建設産業の発展に寄与することを目的とし、全国に約970会員を有する団体です。

令和6年4月より建設業にも適用される時間外労働の上限規制について、政府では、「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」を設置し、平成29年8月28日に「建設業における適正な工期設定等のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定し、建設工事に従事する者の週休2日の確保などが示されました。また、令和2年7月20日には、中央建設業審議会(以下「中建審」という。)で、工期に関する基準が決定され、工程別に考慮する事項に「クレーン車等大型車両を遠方から現場に運転する際に要する時間や、建設現場組立解体作業に要する時間」が記載されたところです。

上記の遠方から現場に運転する際に要する時間(以下「回送」という。)は労働時間とされ、当協会の調査では1日約2時間を要し

ています。

車両総重量20トン以上の自走式ラフテレーンクレーンやオールテレーンクレーンは、道路法に基づく特殊車両通行許可が必要で、その多くは、通行時間が午後9時から午前6時に制限されます。午前6時まで現場に到着し、始業時まで待機し、終業後も現場で午後9時まで待機して車両置き場に戻るようになります。作業時間が8時から17時の場合、労働時間は回送の他に、毎日6時間程度の待機時間が上積みされます。

ガイドラインや工期に関する基準の実施を図るため、国土交通省や業界団体では週休2日を目標として取り組んでいますが、週休2日が実現し、他の建設業の職種が、時間外労働の規制に対応できたとしても、建設揚重業は、回送により少なくとも労働時間(1日約2時間)が上積みされるため、作業時間を削減せざるを得ません。そのため、工期全体、請負金額等に多大な影響を与え、民間を含め、発注者の相当なご理解が必要となるため、同規制に対応することが困難ではないかと思慮されます。

また、適正な工期が設定されたとしても、特殊車両通行許可制度の夜間走行の規制により、待機時間が必要となり、現状では、業界のみで時間外労働の規程を遵守することが困難な状況です。

働き方改革に対応するには、国土交通省をはじめとして、厚生労働省、元請け団体及び発注者等関係者の絶大なご理解・ご指導が必要であり、民間発注を含めたすべての工事で現状のまま令和6年4月からの時間外労働の上限規制に対応することは非常にハードルが高いと言わざるを得ません。

そのため、以下の対策を講じていただくようお願いいたします。

1 労働時間の短縮

他の職種と同様に建設揚重業で同規制に対応するため、工期全体を通して、回送を含めた労働時間を1日2時間程度短縮し、他の職種の労働時間と同程度とすること

2 建設揚重業の作業時間短縮の周知

上記1を踏まえ、作業時間が短縮され、大きな影響を受ける全ての関係先(発注者・元請け・専門工事業者等)へ既に発注済工事関係者を含めて周知すること

3. 周知対応までの経過措置の対応

上記2の周知が罰則適用までに間に合わない場合は、発注済工事を含め全ての関係先への周知に必要な期間、建設揚重業の時間外労働の上限規制適用を猶予すること

4 特殊車両通行許可制度の夜間走行の規制緩和

道路法の特殊車両通行許可制度の夜間走行条件については、走行可能な時間帯まで移動式クレーンオペレーターは、法律上の労働時間の有無にかかわらず待機時間が必要になり、その健康の確保と仕事と家庭の両立などが困難になるため、夜間走行条件の規制を緩和すること

5 労働基準法の改正

災害の復旧・復興にかぎり一部条件が緩和されますが、時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6回以内、時間外労働が年720時間以内の規制は適用されたままのため、これらの規制を緩和すること

6 移動式クレーンオペレーターの労働時間を踏まえた適正な工期の設定

国土交通省では、週休2日制を踏まえた、適正な工期の設定に取り組んでいるが、移動式クレーンオペレーターの回送時間を踏まえた、工期の設定には今だ、具体的な対策がないように思われるため、具体的な対策を講じること

7 建設現場での休憩時間の確保等

施工の安全、効率、移動式クレーンオペレーターの健康のため、現場においては、休憩時間(昼休憩及び10時と15時の休憩(15分～30分))を出来るだけ確保するとともに、上記1にかかわらず、必要な作業の終了後は即時に休憩にするか、業務を終了とすること。また、特車の夜間走行条件がある場合には、その時間までの運転者の自由を確保すること

8 交代制勤務の再考

交代制勤務については、少なくとも、移動式クレーンオペレーターについては、現状の人手不足に加え、その機種(移動式クレーン車両)ごとに経験や特別な操作技術を要するため、安易に交代することが困難で、施工の安全性と効率性が損なわれる危険性があるため、他の検討をすること

9 適正な契約額の確保

移動式クレーンオペレーターの生活の確保などのため、適正な料金での契約を行うこと(人件費、クレーン車両、燃料代等、車検・整備費、部品(タイヤなど)の高騰)